

パートナー取引規約

申込者は EG セキュアソリューションズ株式会社（以下「当社」といいます。）との間で、本規約第 1 条に定める取引（以下、「パートナー取引」といいます。）、を行うにあたっては、本規約の内容をよく理解し、遵守することとします。

第 1 条（パートナー取引）

1. 申込者は、当社が提供するサービス（以下、「対象サービス」という。）を当社から購入し、申込者の顧客に販売（再販）します。
2. 当社は、申込者を対象サービスの非独占の再販者として指定します。なお、パートナー取引の遂行地域は、日本国内とします。
3. 申込者は、自己の費用と責任で、自己の名において、自己の顧客と対象サービスのサービス利用契約を締結します。なお申込者は、自己の顧客が対象サービスを利用するにあたり、対象サービスの利用規約を遵守させるものとします。
4. 当社は、申込者の顧客が次の各号に定める事項に該当する場合、対象サービスの提供開始を拒絶し、または提供を中止することができます。
 - （1）利用規約に違反し、または将来的に違反するおそれがある場合。
 - （2）対象サービスの実施に支障を与え、当社または第三者に不利益を与える恐れがある場合
 - （3）対象サービスの遂行上、または技術上著しい困難がある場合。
 - （4）過去に対象サービスその他当社の提供するサービスを利用し、当該サービスの利用規約に違反したことがある場合。
 - （5）その他当社が申込者の顧客による対象サービスの利用が適当でないと合理的な理由に基づき判断した場合。
5. 当社は、申込者の顧客から対象サービスに関する問い合わせを受ける窓口を用意し、当該顧客に対するサポートを行うものとします。
6. 申込者は、自己の費用にて、対象サービスの宣伝、広告、その他販売促進を行う。
7. 当社は、申込者が本件業務の遂行に必要な資料・情報等（以下「販促資料等」という。）について、申込者に提供又は貸与することができます。
8. 申込者は、販促資料等を善良なる管理者の注意をもって管理・保管するとともに、本件の遂行に必要な範囲を超えて使用、複製及び改変をしてはならないものとします。
9. 販促資料等が本業務の遂行上不要となったとき又は当社が要求したとき、申込者は、遅滞なくこれを当社に返還し、または廃棄する義務を負います。

第2条（販売及び支払条件）

パートナー取引における販売条件及び支払条件（以下、「取引条件」といいます。）は、当社が申込者に別途送付する見積書、価格表を含むその他の書面（電磁的方法によるものを含む）によるものとし、申込者から当社に対して、注文書、発注書その他、発注の意思を表示する書面（電磁的方法によるものを含む）を送付することにより、取引条件に合意したものとします。なお、合意した取引条件に基づく権利義務は、本規約上の権利義務と一体をなすものとします。

第3条（再委託）

申込者は、パートナー取引の一部または全部を、第三者に再委託することはできないものとします。

第4条（誠実義務）

申込者は、本件業務を善良なる管理者としての注意をもって遂行します。

第5条（報告）

1. 当社は、いつでも申込者に対して、パートナー取引の遂行状況の報告を求めることができ、申込者はこれに遅滞なく応じなければならないものとします。
2. 当社は、前項の報告その他の事情により、申込者による秘密情報の管理及び取扱いをはじめとする本規約に関する疑義が生じた場合、実態調査等の目的で申込者に対して説明や資料提出を求め、また、申込者に対して立入検査をすることができ、申込者は、当社の要請に応じるものとします。

第6条（禁止事項）

1. 申込者は、自己の顧客及び見込み顧客に対して、当社及び対象サービスについて、事実と反する説明や誤解を生じさせるような言動を行ってはならないものとします。
2. 申込者は、当社の名誉、信用及び対象サービスの品質及び性能を毀損する行為をしてはならないものとします。
3. その他、当社が禁止する行為をしてはならないものとします。

第7条（秘密情報）

1. 本契約において秘密情報とは、パートナー取引を遂行するために、当社が申込者に資料・仕様書・CD・DVDその他の媒体、口頭・プロジェクター映像・画面表示等問わずに開示した技術上又は業務上の情報をいいます。
2. 当社は、自己の秘密情報を申込者に開示するか否かを独自に決定することができるものとし、申込者に対する秘密情報の開示は何らの保証を伴わないものとします。

第8条（適用除外）

当社が申込者に開示した情報であって、申込者が次の各号に該当することを明らかにした情報は、前条第1項の規定にかかわらず、秘密情報から除外されるものとします。

- （1）開示を受けた時点で、既に公知となっていた情報
- （2）開示を受けた時点で、既に申込者が適法に保有していた情報
- （3）開示を受けた後、申込者の責によらず公知となった情報
- （4）当社の秘密情報に依拠することなく、独自に開発、作成及び取得した情報
- （5）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

第9条（守秘義務）

1. 申込者は、当社から受領した秘密情報を、次の各号に基づき取り扱うものとします。
 - （1）パートナー取引遂行以外の目的に使用しないこと
 - （2）当社の事前の承諾がある場合を除き、第三者に開示、漏洩しないこと
 - （3）当社の事前の承諾がない限り、パートナー取引遂行の目的を逸脱して、秘密情報の利用、加工、複写及び複製をしないこと
 - （4）パートナー取引の遂行のために必要のある役員、従業員に限り、閲覧及び利用をさせること
 - （5）前号の役員、従業員に、本規約に基づき負う義務と同等の義務を遵守させること
2. 本条の義務は、パートナー取引の終了後も存続するものとします。

第10条（事故発生時等の対応）

1. 申込者は、前条に定める義務を含む、本規約上の義務に違反したとき、またはその疑いが生じたときは直ちに、当社へ報告するものとします。
2. 当社は前項の報告を受けたときは、本規約の義務違反の是正、またそれに伴う紛争等の解決について、申込者に指示することができるものとします。申込者は当社の指示に従い自己の費用と責任において、義務違反状態の是正及び紛争等の解決を行うものとします。

第11条（取引の終了）

1. 当社は、書面（電磁的方法によるものを含む）により申込者に通知することで、いつでもパートナー取引を終了させることができます。
2. 申込者がパートナー取引の終了を希望する場合は、終了希望日（月末日とする）の3カ月前までに相手方に対し書面で申し入れるものとします。
3. 前2項によってパートナー取引の終了を求める当事者は、相手方の事業に不利益が生じないよう、最大限配慮する努力義務を負います。
4. パートナー取引が終了する場合、申込者は対象サービスの利用顧客のうち対象サービス

の利用継続を希望する者について、引き続きサービスが利用できるよう、申込者から当社への契約上の地位の移転や当社との再契約勧奨など、適切な措置を講じなければなりません。なお、具体的な対応内容については、双方協議し速やかに決定するよう協力しなければなりません。

第 12 条（権利義務の譲渡等の禁止）

申込者は、相手方の事前の書面による承諾なく、パートナー取引上の地位及びパートナー取引上の権利義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供するなどの処分をしてはなりません。

第 13 条（解除）

当社は、申込者において、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、通知催告なくして、パートナー取引に関する一切の契約を解除することができます。

- （１）本規約の各条項のいずれかに違反し、相当の期間を定めて違反状態の是正を通知催告しても、当該違反状態が是正されなかったとき。
- （２）本規約の条項のいずれかに違反し、通知催告後の履行ではパートナー取引の目的が達成できないとき。
- （３）自らの債務不履行によって、民事保全若しくは民事執行の手続を申立てられ、又は滞納処分等の公権力の処分を受け、これによって本規約の履行及びパートナー取引の遂行が困難と認められたとき。
- （４）破産又は民事再生、会社更生手続若しくは特別清算の手続開始の決定を受け、又は自らこれらの申立てをしたとき。
- （５）自ら振出した手形又は小切手が不渡りになったとき。
- （６）（３）ないし（５）に準じるところの経済的信用が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があり、これによって本規約の履行及びパートナー取引の遂行が困難と認められたとき。
- （７）解散したとき。
- （８）合併又は事業の重要な部分を譲渡し、これによって本規約の履行及びパートナー取引の遂行が困難と認められるとき。
- （９）株主構成、役員の変動等によって会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性が失われ、これによって本規約の履行及びパートナー取引の遂行が困難と認められるとき。
- （10）その他、本規約の履行及びパートナー取引の遂行が困難と認められる相当の事由があるとき。

第 14 条（反社会的勢力の排除）

1. 申込者は、自己又は自己の代理人若しくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - （3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - （5）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 当社は、前項の確約に反して、申込者又は申込者の代理若しくは媒介をする者が暴力団員等あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本契約を無条件で解除することができます。
3. 当社は、前項及び第 13 条による解除により申込者に損害が生じても、これを賠償する義務を負わないものとします。
4. 第 2 項及び第 13 条による解除は、当社が解除の結果被った損害につき、申込者に対し損害賠償を請求することを妨げないものとします。

第 15 条（損害賠償）

申込者及び当社は、本規約上の義務に違反し、相手方に損害を与えた場合には、直接かつ具体的な損害（合理的な弁護士費用を含む）を賠償しなければならないこととします。

第 16 条（免責）

申込者及び当社は、本規約上の義務の遅滞又は不履行が、天災地変、法令上の制限・公的機関による命令・行政指導、その他当事者の合理的な支配が及ばない原因による場合には、その責任を負わないものとします。

第 17 条（協議条項）

申込者及び当社は、本規約に定めのない事項又は本規約の各条項の解釈に疑義が生じたときは、誠意をもって協議し、これを速やかに処理解決するよう努めるものとします。

第 18 条（準拠法及び専属的合意管轄）

本規約は日本法に準拠し解釈されるものとし、申込者及び当社は、本規約に関して訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を専属的な第一審の管轄裁判所とします。

第 19 条（利用規約の変更）

当社は、申込者の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することができるものとします。この場合、当社は、本規約の変更後、すみやかに申込者から届出のあった通知先（電子メールアドレス又は所在地）にその内容を通知するか、インターネット上の当社 Web サイト上に変更後のパートナー取引規約をアップロードする方法により通知するものとします。当社が上記通知を発信した時点、または、変更後のパートナー取引規約がインターネット上の当社 Web サイト上にアップロードされた時点のいずれか早い方の時点で、当該パートナー取引規約の変更が効力を生じるものとします。

以 上